

医 第 1 3 4 4 号
令和5年8月25日

一般社団法人千葉県歯科医師会会長、
一般社団法人千葉県歯科衛生士会会長
一般社団法人千葉県歯科技工士会会長
一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会会長
一般社団法人千葉県老人保健施設協会会長

様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

令和4年度歯科衛生士及び歯科技工士業務従事者届の届出期間延長
について (通知)

本県の健康福祉行政の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和4年度歯科衛生士及び歯科技工士業務従事者届につきましては、令和5年1月16日(月)が届出期限となっておりますが、未だに届出を行っていない方が多数見受けられるようであり、厚生労働省より各都道府県で必要な対応を実施するよう連絡がありました。

そこで、千葉県では下記のとおり令和4年度歯科衛生士及び歯科技工士業務従事者届の届出期間を延長することとなりましたので、御連絡いたします。

つきましては、業務従事者届の届出期間の延長につきまして、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

記

1 届出延長期間における届出方法について

- ・ 令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となっています。
- ・ 未だに届出を行っていない場合は、下記の延長期間中に、オンライン届出にて届出を行うようお願いいたします。

【参考】千葉県ホームページ「歯科衛生士及び歯科技工士業務従事者届について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryoushikaeseishi-gikoushi.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 歯科衛生士及び歯科技工士業務従事者届について

2 届出延長期間について

令和5年9月25日(月)まで

3 参考事項（オンライン届出について）

オンラインによる届出の実施方法等詳細は、厚生労働省ホームページ「医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について」を御確認くださいようお願いいたします。

【参考】厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujuji-sha-todokede-sys.html

【担当】

千葉県健康福祉部

医療整備課医療指導班

TEL 043-223-3884